

[別紙様式13 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]

※ 休止の届出がされている場合は、当該報告書の提出は不要です。

1. 「受付番号」欄は、記載しないこと。地方厚生（支）局都府県事務所において、1番から連続した番号をステーションコード順に付すものであること。

2. 印刷は、片面印刷を選択とすること。

3. ゼロの場合は空欄とせず、「0」と記載すること。

4. 特に指定がない場合以外、「直近1年間」は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの期間の実績を記載すること。

5. 職員の常勤換算に係る報告については小数点第一位までの実数（小数点以下第二位切り捨て）で記載をすること。

6. 手書きのものを訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印は押印しないこと。捨印も不要であること。

7. 「訪問看護ステーションコード」の欄には、都道府県番号（2桁）を太枠に、訪問看護ステーションコード（7桁）を細枠に記載すること。都道府県番号は以下を参照すること。

都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号
北海道	01	青森県	02	岩手県	03	宮城県	04
秋田県	05	山形県	06	福島県	07	茨城県	08
栃木県	09	群馬県	10	埼玉県	11	千葉県	12
東京都	13	神奈川県	14	新潟県	15	富山県	16
石川県	17	福井県	18	山梨県	19	長野県	20
岐阜県	21	静岡県	22	愛知県	23	三重県	24
滋賀県	25	京都府	26	大阪府	27	兵庫県	28
奈良県	29	和歌山县	30	鳥取県	31	島根県	32
岡山県	33	広島県	34	山口県	35	徳島県	36
香川県	37	愛媛県	38	高知県	39	福岡県	40
佐賀県	41	長崎県	42	熊本県	43	大分県	44
宮崎県	45	鹿児島県	46	沖縄県	47		

8. 「指定の状況」欄は、介護保険及び医療保険（みなし指定を含む）の指定を受けている場合は「介護保険法・健康保険法による指定」を、介護保険の指定を受けていない場合は「健康保険法のみ」を選択すること。

17. 「1. 精神科訪問看護基本療養費に係る届出」の「当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等」における「職種」欄は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること。

18. 「2. 24時間対応体制加算に係る届出」の「(2) 連絡及び相談を受けられる体制」の「連絡相談を担当する職員の職種」欄は、保健師又は看護師及びその他の職員の両方に該当する場合は、両方にチェックを入れること。

19. 「11. 褥瘡対策の実施状況」は、医療保険の他、介護保険の利用者についても含めること。また、下記を参照の上、記載すること。

・「① 訪問看護ステーション全利用者数」欄は、令和6年7月1日時点の訪問看護ステーションの全利用者数（全登録者数）を記載すること。（当該日の利用開始者は含めないが、当該日の利用終了者は含める。）

・「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」欄は、「① 訪問看護ステーション全利用者数（全登録者数）」のうち、令和6年7月1日時点でDESIGN-R2020分類d1以上を有する利用者数を記載すること。（1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。）

・「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」欄は、「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」のうち、訪問看護開始時に、DESIGN-R2020分類d1以上を有する利用者数を記載すること。（1人の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数1人として数える。）

・「④ ②のうち、訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した利用者数〔②-③〕」欄は、「② ①のうち、d1以上の褥瘡を有していた利用者数」から「③ ②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数」を減じた数を記載すること。

・「⑤ 褥瘡の重症度（DESIGN-R2020分類）」は、「訪問看護利用開始時の褥瘡」欄には③の利用者について、「訪問看護利用中に新たに発生した褥瘡」欄には④の利用者について、それぞれの褥瘡の状態を、DESIGN-R2020分類（d1～DU）に区分して人数を記載すること。

・1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者1名として数えること。また、1名の患者が複数の褥瘡を有している場合の重症度については、重症度の高い褥瘡について記載すること。

・④が②-③と一致しているか、⑤がそれぞれ③の合計、④の合計と一致しているか、確認すること。（エクセル上で入力した場合は、「自動チェック」が「〇」となっていることを確認。）

20. 「12. 機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出」における「看護職員の割合」については、訪問看護ステーションの全従事者について、常勤換算した保健師・助産師・看護師・准看護師の員数を①に、常勤換算した理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の員数を②に記載した上で、割合を算出すること。